

記入例

国民年金保険料クレジットカード納付（変更） 申出書

日本年金機構理事長 あて

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

個人番号で申し出する場合には、添付書類が必要になります。詳細は裏面をご確認ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）	② 生 年 月 日	送 信
	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	5 0 年 0 1 月 0 1 日	市外局番からご記入ください。
	被 保 険 者 氏 名	③ 電 話 番 号 種 別	④ 電 話 番 号
	国 年 太 郎	① 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	011 - 999 - 9999
指定クレジットカード	住 所		送 信
	〒 111-1111 〇〇郡〇〇町〇〇4-11-15		
	⑤ カ ー ド 番 号 （右詰めで記入）	⑥ カ ー ド 有 効 期 限	
	3 4 5 6 - 7 8 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8	0 8 月 / 2 0 2 7 年	
指定クレジットカード	クレジットカード名義人氏名（自署）	被保険者との続柄	電 話 番 号
	国 年 一 郎	父	090 - 9999 - 9999
	ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。		
	① アmerican・エクスプレス 2. イオン 3. N C 日商連 4. O C 5. O r i c o 6. セゾン 7. J C B 8. 三井住友カード (FS) 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフカード 18. 楽天 19. V I S A 20. Master		
納付方法	1 毎月納付 ② 6 カ月前納 3 1 年前納 5 2 年前納 6 2 年前納（4 月開始）		

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている

(注) クレジットカード会社からのご利用回数（分割払い、リボ払い等はご利用回数）は、原則、お申し出された内容

クレジットカード会員の方が自署で
ご記入ください。

被保険者本人のクレジットカードで
あっても、クレジットカード名義人氏
名をご記入ください。

クレジットカード名義人が本人以外
の場合にご記入ください。
被保険者との続柄が本人・配偶者
以外の場合は、クレジットカード名義
人に対し、電話または書面による同
意確認を行います。

2. 対象保険料

※過去の未
いただけ

されている期間の保険料を納める場合

希望する納付方法の数字に〇をつけてください。
(いずれか一つに〇をつけてください。)詳細は裏面
をご確認ください。

提出せず、お手元に保管してくだ
ご覧ください】

クレジットカード名義人が本人又は
配偶者以外の場合は、同意書をあ
わせて提出してください。
同意書については、日本年金機構
ホームページからダウンロードして
いただくか、お近くの年金事務所
にお問い合わせください。

納 付 方 法 に つ い て

ご希望の納付方法を選択し、申出書「納付方法」欄の1、2、3、5、6のいずれかに「○」をつけてください。
「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」を選択する場合は、初回立替納付日によって初回の立替納付対象期間が異なりますので、「前納における初回立替納付について」をご確認ください。

納付方法	1. 毎月納付	2. 6カ月前納	3. 1年前納	5. 2年前納	6. 2年前納(4月開始)
納付方法の説明	当月分の保険料を納付する方法です。	6カ月分の保険料をまとめて納付する方法です。	1年分の保険料をまとめて納付する方法です。	2年分の保険料をまとめて納付する方法です。	2年分の保険料をまとめて納付する方法です。 「前納における初回立替納付について」③をご確認ください。
前納期間	—	(上期) 4月～9月 (下期) 10月～翌年3月	4月～翌年3月	4月～翌々年3月	
立替納付日	当月末日	(上期) 4月末日 (下期) 10月末日	4月末日	4月末日	

前納における初回立替納付について

- ①初回立替納付の際は、初回立替納付日が属する月分から初回立替納付時の立替納付対象期間の最終月分までを一括で立替納付します(②及び③の場合を除く。)
 - ②「6カ月前納」の初回立替納付日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない毎月納付となり、10月末日に6カ月前納を開始します。
 - ③「2年前納(4月開始)」の初回立替納付日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない毎月納付となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。
- ※「2年前納(4月開始)」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出(必着)してください。

立替納付対象期間について

初回立替納付日	初回立替納付時の立替納付対象期間			
	6カ月前納	1年前納	2年前納	2年前納(4月開始)
4月末日	4月分～9月分 (6カ月分)	4月分～翌年3月分 (12カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)
5月末日	5月分 (1カ月分) [割引なし]	5月分～翌年3月分 (11カ月分)	5月分～翌々年3月分 (23カ月分)	5月分 (1カ月分) [割引なし]
6月末日	6月分 (1カ月分) [割引なし]	6月分～翌年3月分 (10カ月分)	6月分～翌々年3月分 (22カ月分)	6月分 (1カ月分) [割引なし]
7月末日	7月分 (1カ月分) [割引なし]	7月分～翌年3月分 (9カ月分)	7月分～翌々年3月分 (21カ月分)	7月分 (1カ月分) [割引なし]
8月末日	8月分 (1カ月分) [割引なし]	8月分～翌年3月分 (8カ月分)	8月分～翌々年3月分 (20カ月分)	8月分 (1カ月分) [割引なし]
9月末日	9月分 (1カ月分) [割引なし]	9月分～翌年3月分 (7カ月分)	9月分～翌々年3月分 (19カ月分)	9月分 (1カ月分) [割引なし]
10月末日	10月分～翌年3月分 (6カ月分)	10月分～翌年3月分 (6カ月分)	10月分～翌々年3月分 (18カ月分)	10月分 (1カ月分) [割引なし]
11月末日	11月分～翌年3月分 (5カ月分)	11月分～翌年3月分 (5カ月分)	11月分～翌々年3月分 (17カ月分)	11月分 (1カ月分) [割引なし]
12月末日	12月分～翌年3月分 (4カ月分)	12月分～翌年3月分 (4カ月分)	12月分～翌々年3月分 (16カ月分)	12月分 (1カ月分) [割引なし]
1月末日	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～翌年3月分 (15カ月分)	1月分 (1カ月分) [割引なし]
2月末日	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～翌年3月分 (14カ月分)	2月分 (1カ月分) [割引なし]
3月末日	3月分 (1カ月分) [割引なし]	3月分 (1カ月分) [割引なし]	3月分～翌年3月分 (13カ月分)	3月分 (1カ月分) [割引なし]

留 意 事 項

- クレジットカードの利用明細書等に記載される利用日は、立替納付対象月(前納の場合は立替納付対象期間の初月)の第8営業日頃となり、利用日から当月20日までの間に、カード会社に対し利用限度額の確認を行います。
- 「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の立替納付時にカード利用限度額を超えることによりクレジットカード納付ができなかった場合、前納分の再度の立替納付は行われません。次の前納分の立替納付までの間は自動的に割引のない「毎月納付」となります。なお、初回立替納付時の立替納付対象期間の最初の月分、4月分、10月分(6カ月前納の場合のみ)については納付書を送付しますので、納付書により現金で納付していただきます。
- カード会社が被保険者に代わり国民年金保険料を納付した日(立替納付日)が、被保険者の国民年金保険料の納付日となります。なお、立替納付日が非営業日の場合は、翌月の第一営業日に立替納付となります。立替納付日はクレジットカードの利用日やカード会社による口座からお引き落とし日とは異なりますのでご注意ください。
- デビットカードの場合は、利用日(立替納付対象月の第8営業日頃)から当月27日までの間に、口座から国民年金保険料額がお引き落としされますので、口座残高にご確認ください。

【個人番号(マイナンバー)により申し出する際の添付書類について】

申出者本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

- ②身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※

※ 上記以外の②身元(実存)確認書類の詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

届書コード				届書
6	5	4	2	

年金事務所用

決 裁 令 和 年 月 日			
事務センター長	副事務センター長	グループ長	担 当 者

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）				② 生 年 月 日				送 信
					5 昭和 7 平成				
	被 保 険 者 氏 名				③ 電 話 番 号 種 別		④ 電 話 番 号		送 信
					1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		- -		
	住 所								
指定クレジットカード	⑤ カ ー ド 番 号 （右詰めで記入）				⑥ カ ー ド 有 効 期 限				
					月 / 2 0 年				
	クレジットカード名義人氏名（自署）				被保険者との続柄		電 話 番 号		
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。						- -		
	ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. N C 日商連 4. O C 5. O r i c o 6. セゾン 7. J C B 8. 三井住友カード (FS) 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. U C S 17. ライフカード 18. 楽天 19. V I S A 20. M a s t e r								
納付方法	1 毎月納付	2 6カ月前納	3 1年前納	5 2年前納	6 2年前納（4月開始）				

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」の順になります。

- (注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。
また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。
(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：☐ 特定業務契約職員 ☐ 職員 ☐ その他

入力用

国民年金保険料クレジットカード納付（変更） 申出書

② 生 年 月 日									
5 昭和									
7 平成			年			月			日

⑤ カ ー ド 番 号 （右詰めで記入）										⑥ カ ー ド 有 効 期 限							
			-				-					月	/	2	0		年

⑦ 納付方法	1	毎月納付	2	6カ月前納	3	1年前納	5	2年前納	6	2年前納 (4月開始)
--------	---	------	---	-------	---	------	---	------	---	----------------

※ ⑧お客様番号									

※ ⑧お客様番号欄は、記入不要です。

受付印

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書（控）

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定については裏面をご参照ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）				② 生 年 月 日			
	5 昭和 7 平成				年 月 日			
	被 保 険 者 氏 名				③ 電 話 番 号 種 別		④ 電 話 番 号	
					1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		- -	
	住 所							
指定クレジットカード	⑤ カ ー ド 番 号 （右詰めで記入）				⑥ カ ー ド 有 効 期 限			
	- - - - -				月 / 2 0 年			
	クレジットカード名義人氏名（自署）				被保険者との続柄		電 話 番 号	
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。						- -	
	ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. N C日商連 4. O C 5. O r i c o 6. セゾン 7. J C B 8. 三井住友カード(FS) 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. U C S 17. ライフカード 18. 楽天 19. V I S A 20. M a s t e r							
納付方法	1 毎月納付	2 6カ月前納	3 1年前納	5 2年前納	6 2年前納（4月開始）			

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」の順になります。

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。
また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。

(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」による国民年金保険料のクレジットカード納付は、被保険者からお申し込みいただいた内容を登録し、国民年金保険料を継続的にクレジットカードで納付するものです。金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。

国民年金保険料につきましては、被保険者が指定されたクレジットカードをお取り扱いする指定代理納付者（以下「カード会社」という。）に請求させていただきます。

カード会社から国民年金保険料の立替納付が行われますと、被保険者の国に対する国民年金保険料の納付義務は無くなりますが、これに代わって、被保険者はカード会社に対し、国民年金保険料と同額の債務を負うこととなります。

これらのことに加え、次の各事項をご了承いただいたうえでお申し込みください。

1. 申込手続きが完了したときは、「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」を送付いたします。
2. クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由で申込みを受け付けることができない場合は、「クレジットカード有効性確認結果のお知らせ」を送付いたします。この場合は、従来の納付方法を継続させていただきます。
3. 初回申込み手続きに2カ月程度かかる場合がありますので、手続き完了前の国民年金保険料につきましては、従来の方法により納付していただきます。なお、現在口座振替を利用されている場合は、クレジットカードによる納付開始月分の前月分までを口座振替により納付していただきます。
4. クレジットカード納付の支払い回数は、1回払いに限らせていただきます。
5. 被保険者からの辞退の申し出がない限り、クレジットカード納付を継続させていただきます。なお、カード会社の規定による会員資格の喪失及び国民年金保険料の一部又は全額を納付することを要しないこととされた場合は辞退したものとみなします。
6. クレジットカード納付では、口座振替における当月末振替（早割）は適用されません。また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額となります。（口座振替での前納による割引は適用されません。）
7. クレジットカード納付では、その都度領収証書その他領収した旨を通知する書面は発行いたしませんので、カード会社からの利用明細書等でご確認いただくことになります。なお、年に一度、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行いたします。
8. カード会社は、該当月末（該当月末が非営業日の場合は翌月第1営業日）に立替納付を行い、立替納付した日が国民年金保険料の収納年月日になりますが、カード会社からの利用明細書等の利用日は、該当月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合第9営業日）※が記載されます。
※該当日が月の14日を超える場合においてはその月の14日となります。
9. クレジットカード納付では、カード会社が立替納付を行う前に日本年金機構からカード会社にカード利用限度額や有効期限について確認し、カードが有効な場合、カード会社が立替納付を行います。なお、カードの確認作業は、立替納付対象月（前納の場合は立替納付対象期間の初月）の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月20日の間に行いますので、カード利用限度額にご注意ください。
10. カード利用限度額を超えるなど、カード会社の規定によりクレジットカード納付ができない場合や、その他事務処理上の都合により、納付書を送付させていただく場合があります。
11. 「1年前納」・「2年前納」を希望されている場合、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度又は翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「6カ月前納」を希望されている場合、初回立替納付月が10月以降に限り、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「2年前納（4月開始）」を希望されている場合、初回立替納付月が4月に限り、4月から翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
12. 6カ月前納、1年前納、2年前納の立替納付時にカード利用限度額を超えることによりクレジットカード納付ができなかった場合、前納分の再度の立替納付は行われません。次の前納分の立替納付までの間は自動的に割引のない毎月納付となります。なお、初回立替納付時の立替納付対象期間の最初の月分、4月分、10月分（6カ月前納の場合のみ）については納付書を送付しますので、納付書により現金で納付していただきます。
13. 利用日とクレジットカード会社の締切日など事務の都合により2カ月分をまとめて1度にカード会社へお支払いいただくことがあります、あらかじめご了承ください。
14. 有効期限が変更となった場合、被保険者に事前に通知することなく新しい有効期限がカード会社から日本年金機構に通知され、原則としてクレジットカード納付が継続されます。
一部、有効期限が日本年金機構に通知されないクレジットカードがございますので、ご注意ください。
15. カード番号が変更となった場合や有効期限が日本年金機構に通知されないカードで有効期限が到来した場合は、お手数ですが申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

【デビットカードのご利用について】

16. 毎月納付の場合、立替納付対象月の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月27日の間に口座から国民年金保険料と同額がお引き落としされます。また、6カ月前納・1年前納・2年前納の場合、カードの確認作業の際（立替納付対象期間の初月の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月20日の間）に口座から国民年金保険料と同額がお引き落としされますので、ご注意ください。

【被保険者とカード会員が異なる場合】

17. 被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカード会員に委託したものと取り扱わせていただき、カード会員の方はこれを承諾していただきます。なお、被保険者とカード会員の続柄が配偶者以外の場合は、カード会員に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。
18. 日本年金機構からの各種通知や連絡については、すべて被保険者に行うこととし、カード会員はこれに同意をしていただきます。
19. カード会社からの各種通知や連絡については、すべてカード会員に行うこととし、被保険者はこれに同意をしていただきます。